

第1 監査対象及び期間

総務部	総務文書課	平成29年9月11日～平成29年9月13日
	人事課	平成29年9月1日～平成29年9月5日
	税務課	平成29年9月6日～平成29年9月8日
	納税課	平成29年8月30日～平成29年8月31日
	契約検査課	平成29年9月14日～平成29年9月15日

第2 監査の範囲

平成29年4月1日～平成29年7月31日までに執行した事務事業

第3 監査方法

各課から提出された資料について、事務が適正かつ効率的に行われているかという点に留意して監査を実施した。

なお、監査にあたっては、必要に応じて関係職員の説明を聴取した。

第4 監査結果

1 財務事務

(1) 予算の執行状況

おおむね適正に執行されていると認められた。

(2) 収入事務

おおむね適正に処理され、特に指摘する事項はないと認められた。

(3) 支出事務

おおむね適正に処理され、特に指摘する事項はないと認められた。

(4) 契約事務

おおむね適正に処理され、特に指摘する事項はないと認められた。

(5) 財産管理事務

おおむね適正に管理され、特に指摘する事項はないと認められた。

2 その他

おおむね適正に処理され、特に指摘する事項はないと認められた。